

# 吉備国際大学における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(2021. 4. 1 作成) 2023. 5. 8 改訂

新型コロナウイルス感染症について、本学では感染拡大の防止および予防のため本ガイドラインを策定し、学生・教職員の健康と大学での安全な教育活動を確保する。

なお、今後の感染症の動向等により、適宜、必要な見直しを行う。

## 1. 基本方針

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、2023年5月8日より5類に変更されたことに伴い、学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に定めるインフルエンザ等と同様の扱いとする。ただし、今後も大学として感染症の状況を注視し、必要な感染予防に努めるとともに、個人において自主的に健康管理に努め、場面や状況に応じた感染対策を行うことを推奨する。

## 2. 感染対策

### (1) 基本的な感染対策の継続

感染症法上の位置づけが変更となったとはいえ、感染者は継続して発生していることから、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。

本学においても、引き続き、手指消毒用のアルコール製剤の設置や効果的な換気の実施など基本的な感染症対策を適切に講じる。

### (2) マスクの着用について

学生及び教職員については、教育研究活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、下記の点に留意すること。

- ・通学時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教職員についても、着用を推奨する。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることなどから、学生及び教職員に対してマスクの着脱を強いることのないようにする。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、マスク着用を推奨するが、強いることのないようにする。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うことに留意する。

### 3. 授業・試験への対応と手続き

#### (1) 新型コロナウイルス感染による授業欠席の取り扱い

新型コロナウイルスに感染した場合は、学校保健安全法施行規則第 18 条及び第 19 条に基づき、出席停止とする。出席停止期間は「発症した翌日から 5 日、かつ、5 日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、症状が軽快した後 1 日が経過するまで」とする。

感染が判明した場合には、必ず学生部または各キャンパス事務室に連絡する。完治して次に登校する際に「初回診療時の領収書等」を学生部または各キャンパス事務室に提出して「欠席届」の承認を受けること。また承認された「欠席届」を授業担当教員に示し、与えられた課題等が提出された場合は、出席として取り扱う。

なお、濃厚接触者、海外からの入国制限や入国の際の健康観察期間、発熱等の風邪症状、ワクチン接種等により欠席した場合に出席と認める対応について定めた、「新型コロナ感染症拡大に伴う学生の授業欠席についての対応」は、2023 年 5 月 7 日をもって廃止する。

#### (2) 新型コロナウイルス感染による単位認定試験欠席の取り扱い

感染により単位認定試験が受験できなかった場合は、追試験の対象となる。(学生便覧の「試験」に関する記載参照)

感染が判明した際に教務課に連絡し、必要な手続きを行うこと。

### 4. 学生生活について

#### (1) 部活動・課外活動

部活動・課外活動については、基本的な感染対策を継続しながら、通常どおり活動すること。

新型コロナウイルスの再流行による国・県等から感染対策の依頼があった際においても感染対策を記載した「活動計画書」を提出した団体については活動を認める。

ただし、三密を避けるなどの感染防止対策が不十分であると学生課が判断した団体について活動は許可しません。

なお、部内で感染者が発生した際は、感染者と他の部員の接触状況を速やかに学生課へ報告して活動を継続すること。

#### (2) 大学の施設の利用

食堂・図書館・ラーニングコモンズ・休憩スペースなどの利用については、こまめな手洗い、換気、具合が悪い時は人混みを避ける等、基本的な感染予防対策を推奨する。

#### (3) 自宅・アパート等での生活

基本的な感染予防対策を継続すること。

#### (4) 体調不良時の対応

寒気、咳、のどの痛み、発熱、倦怠感、味覚・臭覚異常などがある場合には、外出を控え、医療機関を受診し、感染が判明した場合は医師の指示に従ってください。また、状況をゼミ教員・チューター教員、学生課（0866-22-7420）に連絡すること。

### 5. 教職員の感染症対策

#### (1) 基本的な対応

教職員の感染症に関する対策と対応は、学園内通知「新型コロナウイルス感染症に関する本学教職員への対応について」（R5.4.28付け）による。

#### (2) 研究室・事務室内・窓口等での対応

上記「2. 感染対策」を推奨する。

#### (3) 会議・ミーティング・イベント等の実施について

上記「2. 感染対策」を推奨する。

### 6. 学生、教職員の感染者が発生した場合の対応

#### (1) 感染が判明した場合の連絡と対応窓口

感染が判明した場合、学生は学生部または各キャンパス事務室、教職員は庶務課または各キャンパス事務室に連絡すること。対応窓口は下記のとおりとする。

- ① 学 生 : 学生部を主として、各キャンパス事務室との連携により対応する。
- ② 教 職 員 : 庶務課を主として、各キャンパス事務室との連携により対応する。
- ③ 連 絡 先 : 学生部 0866-22-7420  
庶務課 0866-22-7404  
岡山キャンパス事務室 086-207-2911  
南あわじ志知キャンパス事務室 0799-42-4700  
岡山駅前キャンパス留学生別科事務室 086-231-3538

#### (2) 大学の対応

国・県・市等の公的機関から調査等の依頼があった場合は、適宜対応する。

《自宅療養・待機期間》2023.5.8より変更

##### 【感染者】

5日間の自宅待機を推奨する。また、5日間経過後についても、発症後10日間程度は、マスク着用を推奨する。

##### 【濃厚接触者】

個人の判断

##### 【海外渡航者】

個人の判断